

【公表】

整理番号	6
契約番号	2農振財契第22号
件名	東京型スマート農業推進に関する基礎調査委託
履行場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団東京都農林総合研究センターが指定する場所
概要	委託内容 1. 調査業務 2. 分析・提案業務 3. 調査報告書作成業務 (詳細は別紙仕様書のとおり)
契約期間	契約確定の日の翌日から令和3年3月1日
入札方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における平成31・32年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない)。 ②当財団又は官公庁等において同様の業務の契約実績を有する者であること。
格付	問わない
現場説明会	行わない
入札予定日時	令和2年4月30日(木) 午前10時00分
入札予定場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団 講堂(東京都立川市富士見町3-8-1)
希望申出期間	令和2年4月10日(金)から同月17日(金)まで 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)(郵送「可」、但し期間内必着)
希望申出場所	〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課
希望申出時の提出書類	(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合は、 東京都の「平成31・32年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「平成31・32年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとします。 (3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。 (4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 【担当】 上原 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721 FAX 042-522-5397
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター 【担当】 宮崎・柴田 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-5216 FAX 042-523-4285

仕 様 書

1 件 名

東京型スマート農業推進に関する基礎調査委託

2 履行場所

公益財団法人東京都農林水産振興財団東京都農林総合研究センター
(以下、「東京都農林総合研究センター」という。)が指定する場所

3 契約期間

契約確定の日の翌日から令和3年3月1日まで

4 調査目的

東京農業の「稼ぐ力」を高めるためには、様々な産業や研究機関が集積する東京の強みを活かし、小規模・多品目でも高収益や効率化・省力化を実現する先進技術を活用した農業(東京型スマート農業)の確立に向けた研究開発を行っていく必要がある。

こうした観点から、本調査は、東京都の農業産出額の約90%を占める園芸分野(野菜・果樹・花き・植木)を対象にして、「都内生産者のスマート農業に関するニーズ」、「国内外におけるスマート農業の先進技術及びその活用事例」並びに「都内における人工光型植物工場の実現可能性」の三項目の調査を行うことにより、今後の東京型スマート農業推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

5 調査体制等の条件

- (1) 調査の企画設計、実施及び分析等の業務にあたる調査員は複数とし、全体の統括責任を負う調査員(以下、「統括責任者」という)を置き、調査全体の調整と進行管理を行うこと。

なお、統括責任者は、本委託業務の調査分析の実施に当たり、随時開催する東京都農林総合研究センターとの打ち合わせに必ず参加すること。

また、統括責任者に事故があった場合については、同等の実績・責任を有する代理人を立て、支障のないよう社内体制を整備すること。

- (2) 本委託業務に係る調査員は、IoT・AI等を活用したスマート農業技術に精通しているとともに、都内の農業の現状・実態について十分に把握していること。

6 委託内容

受託者は、本調査の実施に関し、次の業務を行うこと。

(1) 調査業務

以下①～③の調査・分析業務を行うこと。なお、具体的な調査対象者、調査項目及び調査方法等については、東京都農林総合研究センターと協議の上で決定する。また、調査の実施に必要な各種調査票及び具体的な設問内容等は、東京都農林総合研究センターと協議の上、受託者が作成すること。さらに、調査分析・報告にあたっては、東京都、一般社団法人日本施設園芸協会及び東京都農林総合研究センターが過去に実施した以下の調査分析内容も踏まえて行うこと。

(平成30年度都市における農的活動に関する基礎調査、平成30年度次世代施設園芸地域展開促進事業報告書(別冊1)大規模施設園芸・植物工場実態調査・事例調査、平成26

年度東京農業イノベーションプロジェクト先進的技術基礎調査)

① 都内生産者のスマート農業に関するニーズ調査の分析

ア 分析内容

委託者が調査する「都内生産者のスマート農業に関するニーズ調査」の結果（6月上旬回収予定）について、調査結果を取りまとめ、その内容を分析する。

イ 分析規模

調査母数 300 件のうち、有効回答数（有効回答数 100 以上の予定）。

ウ 分析実施期間

令和2年6月30日まで

② 国内外におけるスマート農業の先進技術及びその活用事例調査

ア 調査内容

国内外におけるスマート農業の先進技術及びその活用事例を調査する。

イ 調査対象ならびに規模

農業 Week、アグリビジネス創出フェア、国際ロボット展等のスマート農業関連イベントのうち、2か所以上。

園芸分野のスマート農業実証プロジェクト実証試験地（13か所）、UECS プラットフォーム実証試験地（5か所）等のうち、5か所以上。

調査対象の決定については、事前に委託者の承諾を得ること。

ウ 調査実施期間

令和3年1月31日まで

エ 具体的な調査内容

農業 ICT、農業 IoT、農業ロボット技術、クラウドサービス、環境制御装置、AI、自動運転技術、省人化・効率化ツールなど東京型スマート農業で活用できる機器・ソフト類の製作会社一覧と、各機種間の機能・仕様・価格等の対比表を作成し、東京型スマート農業での実用性を評価する。

スマート農業実証プロジェクト実証試験地、UECS プラットフォーム実証試験地等での先進技術導入による省力効果、経営改善効果・東京での利用可能性等を調査・分析する。

オ 調査方法

イベントへの参加、ヒアリング等により行う。

③ 都内における人工光型植物工場の実現可能性調査

ア 調査内容

大都市でも注目が集まっている人工光型植物工場について、最新動向を調査するとともに、都内及び他府県の人工光型植物工場の実態調査を踏まえ、都内における実現可能性について分析する。

イ 調査対象ならびに規模

都内及び国内の人工光型植物工場、5件以上。

調査対象の決定については、事前に委託者の承諾を得ること。

ウ 調査実施期間

令和3年1月31日まで

エ 調査項目

・人工光型植物工場の最近の動向

- ・人工光型植物工場の実態と課題（地価、人件費、設置費用、ランニングコスト、売り上げ等）
- ・都内における人工光型植物工場の新設要件と未利用施設（廃工場等）の利用可能性の検討

オ 調査方法

ヒアリング等により行う。

(2) 分析・提案業務

上記①～③の調査結果を基に、東京型スマート農業の推進・発展に役立つと考えられる研究開発の方向性や研究課題を提案すること。なお、提案にあたっては、都市農業の特徴である小規模多品目生産等の実態を踏まえるとともに、東京都の農業振興施策と整合性を図ること。

(3) 調査報告書作成業務

- ア 受託者は、本調査の結果について、調査報告書及び調査報告書概要版を簡易製本した7に示す冊子を提出するとともに、作成した電子データを提出すること。
- イ 調査報告書や調査結果における基本データ、グラフ及び図はExcel、文書はWord形式で作成すること。また、概要版については、PowerPoint形式で作成すること。

7 納入物品

受託者は上記6の業務終了後、速やかに報告書等を納品すること。

納品物品は以下のとおりとする。④、⑤についてはCD-RまたはDVD-Rで納品する。

- ① 調査報告書（A4カラー）100部
- ② 調査報告書概要版（A3カラー）100部
- ③ 資料集（調査結果及び集計結果及び各統計資料等）20部
- ④ 調査票、調査で取得したデータ、取得・解析した電子データ 1式
- ⑤ 調査報告書、調査報告書概要版及び資料集の電子データ 1式

8 納入場所

東京都農林総合研究センター スマート農業推進室

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1

9 受託者の責務

(1) 業務計画書の策定・提出

受託者は、契約締結後10日以内に業務計画書を提出し、委託者の承諾を得てから本委託事業を開始すること。業務計画書は任意の様式とし、以下の事項については必ず記載すること。また、本委託事業の実施に当たっては、業務計画書の内容を基準とすること。

- ① 実施スケジュール（各調査の実施時期、作業方法、事務作業内容等の実施時期については、必ず記載すること）
- ② 実施体制（統括責任者を中心とした調査チームを編成し、各員の業務分担と業務フローについては、必ず記載すること。）

(2) 進捗状況の確認

受託者は、本事業を円滑に推進するため、履行期間中、東京都農林総合研究センターから求めがあったときは、進捗状況を報告すること。

(3) 既存調査、文献等の引用及び使用について

本調査報告書に既存調査、文献等を引用及び使用する場合には、著作権に関して、受託者の責任において必要な処理を行うこと。

(4) 苦情等の処理

事業実施で生じたトラブルについては、原則、受託者が責任を持って対応すること。ただし、対応に当たっては、東京都農林総合研究センターと十分協議を行い、トラブルの解決に努めること。

(5) 法令等の遵守

受託者は、本契約の履行に当たって、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の契約事項に従って処理すること。

(6) 個人情報等の守秘義務及び目的外使用の禁止

受託者は、他に調査内容等の秘密事項が漏洩することの無いよう、調査対象者の個人情報及び企業、団体データ等及び電子データ、調査票、集計データ等の管理に十分に注意すること。また、調査結果を本調査の目的以外に使用してはならない。本契約の履行事業を通して知り得た調査対象の個人及び企業に関する情報等は、東京都農林総合研究センターが保有する個人情報となり、その取扱いについては、別紙1「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

(7) 信用失墜行為の禁止

受託者は、本事業の履行に当たり不正な行為をするなど、委託者の信用を失墜する行為をしないこと。

(8) 電子情報の取り扱いに関して

受託者は、当該業務に関するコンピュータ等で取り扱う電磁的な情報に関して本仕様書の定めのない事項については別紙2「電子情報の取り扱いに関する特記事項」を順守すること。

(9) 暴力団の排除等に関する特約条項について

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙3に定めるところによる。

(10) 免責等について

本契約を履行するに当たって、受託者の責めに帰すべき事由がなかった場合には、受託者の責任を免除する。

10 著作権の取扱い

(1) 本委託で作成したすべての成果物の著作権（著作権法第27条及び28条の権利を含む）は、東京都農林総合研究センターに譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。受託者は、本調査委託の履行により知り得た調査内容を第三者に漏らしてはならない。この規定は、受託者の従業員及び本委託遂行に当たり再委託を行った場合の再委託先又はそれらの従業員に著作人格権が帰属する場合にも適用する。

(2) 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用を持って処理すること。

11 再委託の取扱い

(1) 本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。但し、予め書面により東京都農林総合研究センターと協議し、承認を得た事項については、この限りではない。

(2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに一切の責任を負う。

12 データの保護措置

受託者は、ヒアリング内容及びアンケート集計データ等の保管にあたっては、管理体制について万全の措置を講じること。なお、受託者の責めに帰すべき情報流出等の事故に対しては、受託者が責任を負い、東京都農林総合研究センターに対して速やかに報告すること。

13 損害賠償責任

受託者及び業務従事者等が故意又は過失により、委託者又は第三者に損害を与えた場合、委託者の責に帰する場合は、受託者及び業務従事者等がその賠償責任を負うこととする。

また、委託者が賠償責任を負った場合で、受託者側の責任も認められる場合には、委託者は求償権を受託者に行使することが出来る。

14 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

15 その他

- (1) 本契約の履行に係る費用は、特に仕様書に明記するものを除き、全て契約金額に含むものとする。
- (2) 調査実施にあたっては、東京都農林総合研究センターと十分協議の上実施し、本仕様で不明な事項や疑義が生じたときは、双方の協議の上、決定する。
- (3) 受託者は、委託業務完了後に委託完了届を提出すること。検査の終了後に受託者からの適法な請求書の提出に基づき一括で支払をする。

16 担当

公益財団法人東京都農林水産振興財団
東京都農林総合研究センター スマート農業推進室 鈴木・宮崎
〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1
電話 042-528-5216
FAX 042-523-4285

個人情報に関する特記事項

(定義)

第1 本業務において、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）の保有する個人情報（以下、単に「個人情報」という。）とは、財団が貸与する原票、資料、貸与品等に記載された個人情報及びこれらの情報から受託者が作成した個人情報並びに受託者が財団に代わって行う本業務の過程で収集した個人情報の全てをいい、受託者独自のものと明確に区分しなければならない。

(個人情報の保護に係る受託者の責務)

第2 受託者は、この契約の履行に当たって、個人情報を取り扱う場合は、「東京都個人情報の保護に関する条例」（平成2年東京都条例第113号）を遵守して取り扱う責務を負い、以下の事項を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第3 受託者は、この契約書に基づく委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務についてあらかじめ財団の書面による承諾を得た場合にはこの限りでない。

2 前項ただし書きに基づき財団に承諾を求める場合は、再委託の内容、そこに含まれる情報、再委託先、個人情報管理を含めた再委託先に対する管理方法等を文書で提出しなければならない。

(秘密の保持)

第4 受託者は、第3第1項ただし書きにより財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

2 第3第1項ただし書きにより、財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、第3第1項ただし書きにより財団が承認した部分を除き、契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

(複写複製の禁止)

第6 受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、財団から引き渡された原票、資料、貸与品等がある場合は、財団の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。

(個人情報の管理)

第7 受託者は、財団から提供された原票、資料、貸与品等のうち、個人情報に係るもの及び受託者が契約履行のために作成したそれらの記録媒体については、施錠できる保管庫又は施錠入退管理の可能な保管室に格納するなど適正に管理しなければならない。

2 受託者は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報の管理状況を記録しなければならない。

3 受託者は、財団から要求があった場合には、前項の管理記録を財団に提出しなければならない。

(受託者の安全対策と管理体制資料の提出)

第8 受託者は、委託業務の適正かつ円滑な履行を図るとともに個人情報保護に万全を期するため、委託業務の実施に当たって使用する受託者の管理下の施設において、以下の事項について安全管理上必要な措置を講じなければならない。

- (1) 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- (2) 財団から提供された、原票、資料、貸与品等の使用保管管理
- (3) 契約履行過程で発生した業務記録、成果物等（出力帳票及び磁気テープ、フロッピー等の磁気媒体を含む。）の作成、使用、保管管理
- (4) その他仕様等で指定したもの。

2 財団は、前項の内容を確認するため、受託者に対して、個人情報の管理を含めた受託者の安全管理体制全般に係る資料の提出を求めることができる。

（財団の検査監督権）

第9 財団は、必要があると認める場合には、受託者の作業現場の現地調査を含めた受託者の個人情報の管理状況に対する検査監督及び作業の実施に係る指示を行うことができる。

2 受託者は、財団から前項に基づく検査実施要求、作業の実施に係る指示があった場合には、それらの要求、指示に従わなければならない。

（資料等の返還）

第10 受託者は、この契約による業務を処理するため財団から引き渡された原票、資料及び貸与品等並びに受託者が収集した個人情報に係る資料等を、委託業務完了後速やかに財団に返還しなければならない。

2 前項の返還時に、個人情報に係るものについては、第7第2項に定める個人情報の管理記録を併せて提出し報告しなければならない。

（記録媒体上の情報の消去）

第11 受託者は、受託者の保有する記録媒体（磁気ディスク、紙等の媒体）上に保有する、委託処理に係る一切の情報について、委託業務終了後、全て消去しなければならない。

2 第2第1項ただし書きにより財団が承認した再委託先がある場合には、再委託先の情報の消去について受託者が全責任を負うとともに、その状況を前項の報告に含め財団に報告しなければならない。

（事故発生の通知）

第12 受託者は、委託業務の完了前に事故が生じたときには、速やかにその状況を書面をもって財団に通知しなければならない。

2 前項の事故が、個人情報の漏えい、滅失、き損等の場合には、漏えい、滅失、き損した個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、速やかに財団に報告し、都の指示に従わなければならない。

（財団の解除権）

第13 財団は、受託者の個人情報の保護に問題があると認める場合はこの契約を解除することができる。

（疑義についての協議）

第14 この取扱事項の各項目若しくは仕様書で規定する個人情報の管理方法等について疑義等が生じたとき又はこの取扱事項若しくは仕様書に定めのない事項については、両者協議の上定める。

電子情報の取扱いに関する特記事項

公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「委託者」という。）と受託者は、本業務の履行に当たりこの特記事項に従わなければならない。

1 サイバーセキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、当該業務に関するコンピュータ等で取り扱う電磁的な情報（以下「電子情報」という。）の取扱い責任者を委託者に報告すること。また、当該業務にて、一部の業務を電子計算機及びプログラムで一体的に構成した仕組みを使用し処理する場合（以下「電子情報処理」という。）は、当該処理の責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所について書面にして甲に提出すること。
- (2) 受託者は、本特記事項を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (3) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

3 秘密の保持

受託者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。

4 目的外使用の禁止

受託者は、本業務の履行に必要な業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、本業務の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

5 情報の保管及び管理

受託者は、本業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、業務の履行に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア 業務履行過程

(ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 電子情報処理を行う施設等の入退室管理
- b 電子情報処理に係る委託者からの貸与品等の使用及び保管管理
- c 当該業務に関する電子情報処理で作成する物件（以下「電子情報処理目的物」という。）、電子情報処理過程で発生した出力帳票及び電磁的記録物等の作成、使用及び保管管理
- d その他、委託者が指定するもの

(イ) 委託者から(ア)の内容を確認するため、当該情報の取扱いの安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

(ウ) 本業務の履行に当たり使用するコンピュータ等の情報処理機器について、廃棄又は賃貸借期間終了時の機器の撤去に際しては、機器内部に保有する当該業務に関する磁気情報を復元不可能な形で消去すること。

(エ) (ウ)の機器について、機器交換等によりやむを得ずハードディスクそのものが交換の対象となる場合も、(ウ)と同様に扱うこと。その際、故障した部品内部に保有する当該業務に関する磁気情報を復元不可能な形で消去すること。

イ 契約期間終了時

- (ア) 本業務に関する委託者からの貸与品等を、業務履行完了後速やかに委託者に返還すること。
- (イ) 本業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、記録媒体上に含まれる当該業務に係る情報を、契約期間終了後に、保管又は次期受託者への引継ぎが必要なものを除きすべて消去すること。
- (ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で委託者に報告すること。
- (エ) 本特記事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 指定解除時

イの規定を準用する。

エ 事故発生時

電子情報処理の目的物、処理過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の電子情報の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(2) アクセスを許可する情報に係る事項

受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に委託者から承認を得ること。

(3) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

本業務に関する情報で委託者が機密を要する旨を指定する情報は、すべて機密情報である。ただし、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責によらないで公知となった情報、及び委託者受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- ア 個人情報及び機密情報に係る電磁的な情報を保管する場合、原則として、情報セキュリティを確保したファイルサーバ又は情報処理システムのサーバに保管すること。
- イ 個人情報及び機密情報が保管されている情報資産については、盗難や情報漏えいの防止のため適切な物理的構造等となっている施錠できる状態で保管する事。
- ウ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。
- エ 委託者から要求があった場合又は契約期間終了時には、ウの管理記録を委託者に提出し報告すること。
- オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。
- カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。
- ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は、必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。
- ケ 本業務の電子情報を取り扱う者に対し、本特記事項の理解及び遵守を周知徹底するとともに、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。
- コ その他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って、個人情報を適切に扱うこと。

6 外部記憶媒体の管理等

- (1) 受託者は、外部記録媒体について業務上必要な最小限の保有数とし、紛失又は盗難等防止のため適切に管理保管しなければならない。
- (2) 受託者は、携帯可能な外部記録媒体の使用について、その用途を情報の運搬用その他業務上やむを得ない場合に限定し、用務終了後は不要な情報は速やかに消去した上で返却するように本業務の電子情報を取り扱う者に指示しなければならない。
- (3) 受託者は、USBメモリについて、認証機能付とし、組織名等の視認しやすい表示を行うものとする。
- (4) 受託者は、携帯可能な外部記録媒体を保管する場合、原則として組織等で定めた施錠できる保管庫等に保管しなければならない。
- (5) 受託者は、個人情報及び機密情報が記録された外部記録媒体を保管する場合、定期的に確認を行うとともに、不要となった外部記録媒体は、その情報を復元できないように消去しなければならない。
特に、個人情報を保管する外部記録媒体については、一覧できる管理簿を作成しなければならない。

7 業務の一部を第三者に委託する場合の取扱い

- (1) 受託者は、この業務の履行に当たり、業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。
- (2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。
 - ア 委託の理由
 - イ 委託者の選定理由
 - ウ 委託者に対する業務の管理方法
 - エ 委託者の名称、代表者及び所在地
 - オ 委託する業務の内容
 - カ 委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）
 - キ 委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）
 - ク 委託先が本特記事項の1及び3から6までに定める事項を遵守する旨の誓約
 - ケ その他、委託者が指定する事項
- (3) この特記事項の1及び3から6までに定める事項については、受託者と同様に、委託先においても遵守するものとし、受託者は、委託先にこれを遵守させることについて責任を負う。

8 実地調査及び指示等

- (1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の電子情報処理等の作業場所の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する業務の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 委託者は、(1)に定める事項を第三者に委託された業務に対しても実施できるものとする。

9 情報の保管及び管理等に対する義務違反

受託者又は委託先において、この特記事項の3から7に定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。

暴力団等排除に関する特約条項（委託契約）

（暴力団等排除に係る契約解除）

- 第1条 委託者は、受託者が、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当するとして（受託者が事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって受託者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
- 3 契約書第16条の3第1項及び第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。
- 4 契約解除に伴う措置については、契約書第19条第1項から第4項までの規定を準用するものとする。
- 5 契約書第19条第2項及び第3項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が定めるものとする。

（再委託禁止等）

- 第2条 受託者は、要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の競争入札参加資格を有する者以外の者で都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に再委託してはならない。
- 2 受託者が排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者に再委託していた場合は、委託者は受託者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 3 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- 4 委託者は、第2項に規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）の契約から排除する措置を講ずることができる。

（不当介入に関する通報報告）

- 第3条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく委託者への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を委託者に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を委託者及び管轄警察署に提出しなければならない。
- 3 受託者は、再委託した者が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく受託者に対して報告するよう当該再委託した者に指導しなければならない。
- 4 委託者は、受託者が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく委託者への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、財団の契約から排除する措置を講ずることができる。